

資料1 「日野人げんき！」プラン 事業名一覧

目的	中目標	事業名	主管課名
健康寿命の延伸のための取り組みの推進	大目標1 健康づくりを推進します		
	(1) 妊娠・出産、子どもの健康診査や予防接種及び相談体制を充実します	・妊娠届及び母子健康手帳交付	健康課
		・妊婦訪問指導	
		・妊婦健康診査	
		・ママパパクラス	
		・赤ちゃん訪問	
		・3～4か月児健康診査	
		・1歳6か月児健康診査	
		・3歳児健康診査	
		・経過観察健康診査	
		・発達健康診査	
		・乳幼児歯科相談	
		・乳幼児健康相談	
		・離乳食教室（ステップ1.2.3）	
		・簡単クッキング講座	
		・予防接種	
	(2) 生活習慣病予防（国保特定健診・特定保健指導）を推進します	・国保特定健康診査	健康課
		・国保特定保健指導	
	(3) 運動による健康づくりを推進します	・さわやか健康体操	健康課
		・楽・楽トレーニング体操	
		・ミニ楽・楽トレーニング体操	
		・悠々元気体操	
		・健康サポートルーム輝	
		・ふらっとエクササイズ	
		・健康体操サポーター	
	(4) 喫煙のリスクに関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます	・乳幼児健康診査時のがん啓発	健康課・教育委員会
		・がん検診時の啓発	
		・小中学校における喫煙のリスクに関する教育	
		・日野人げんき！ゼミナール	
	(5) 心の健康づくりを充実します	・身近なゲートキーパー養成（日野人げんき！ゼミナール）	健康課
		・心のチェックリスト（市ホームページ）	
	(6) 健康づくり推進員、健康体操サポーターによる市民の健康づくりを推進します	・健康づくり推進員活動	健康課
		・健康体操サポーターの活動	

資料１ 「日野人げんき！」プラン 事業名一覧

目的	中目標	事業名	主管課名
健康寿命の延伸のための取り組みの推進	大目標2　がん対策を推進します		
	（１）科学的根拠に基づくがん予防を推進(1次予防) します	・ 肝炎ウイルス検診	健康課
		・ 肝炎患者等の重症化予防推進事業	
		・ 胃がんリスク検査（ＡＢＣ検査）	
	（２）がんの早期発見を推進(2次予防) します	・ 胃がん検診	健康課
		・ 肺がん検診	
		・ 大腸がん検診	
		・ 乳がん検診	
		・ 子宮頸がん検診	
	（３）がんの健康教育およびがんの普及・啓発活動を推進します	・ 小中学校におけるがん教育	健康課・教育委員会
		・ 女性特有のがんに関する教育及びがん検診の啓発	
	（４）がん患者やその家族への支援をすすめます	・ 患者や家族が利用しやすい情報資源を整備	健康課
		・ 地域包括ケアシステムの構築	
	大目標3　歯とお口の健康づくりを推進します		
	（１）【乳幼児期】歯みがきや噛む習慣を身につけ、むし歯のない健康なお口を育てます	・ ママパパクラス（妊婦歯科健診・妊婦歯科教育）	健康課
		・ 1歳6か月児健康診査	
		・ 3歳児健康診査	
		・ 経過観察健康診査	
		・ 乳幼児歯科相談	
		・ 乳幼児健康相談	
	（２）【学齢期】　歯とお口の健康づくりの基礎をつくり、むし歯と歯周病を予防します	・ 小中学校における歯科健康診査	健康課・教育委員会
	（３）【成人期】　かかりつけ歯科医で定期的に検診を受診し、自己管理方法を習得することでお口の健康および全身の健康を守ります	・ お口の健康診査	健康課
・ 成人歯科相談			
・ 歯科医療連携推進事業（かかりつけ歯科医の紹介）			
（４）【高齢期・障がいのある方も含む】　自分にあった口腔ケアを実践し、しっかり噛める歯を保ち食事を楽しむことをすすめます	・ お口の健康診査	健康課	
	・ 成人歯科相談		
	・ 栄養と歯の介護予防教室		
	・ 歯科医療連携推進事業（かかりつけ歯科医の紹介）		
大目標4　住み慣れた地域で生き看取られる暮らしへの支援を充実します			
（１）総合的な健康情報の発信の体制を確立します	・ 広報ひの、ケーブルテレビ、ぽけっとナビ、健康情報誌「ひのイキ」　による情報発信	健康課	
（２）医療と介護の連携を推進します・	・ 地域包括ケアシステムの構築	健康課・高齢福祉課	
（３）地域連携による認知症対策を強化します	・ 平成29年度からの認知症疾患センターの機能整備及び認知症初期集中支援チームの設置	高齢福祉課	

資料１ 「日野人げんき！」プラン 事業名一覧

健康寿命の延伸のための取り組みの推進

目的	中目標	事業名	主管課名
	大目標5 産官学金連携による社会的な健康課題への取り組みを推進します		
	大学等と連携し、健康施策に取り組みます	・日野人ちょこっと散歩会	文化スポーツ課
		・学生実習の受け入れ	健康課
	企業との連携による健康事業を推進します	・ふらっとエクササイズ	健康課・文化スポーツ課
		・イオン等企業と連携したがん検診の啓発・普及活動	
	地域諸団体との連携による健康事業を推進します	・日野人げんき！ゼミナール	健康課
	大目標6 国保・医療レセプトデータの利活用による疾病予防を推進します		
	データ収集の継続と分析情報の共有を推進します	・国保データヘルス計画に沿った、データの収集及び分析	保険年金課
	データヘルスによる疾病予防を強化します	・健康診査結果、要精密検査放置者に対する受診勧奨	保険年金課・健康課
		・糖尿病重症化予防の検討	
	大目標7 歩きたくなるまちづくりを推進します		
	歩きたくなるまちづくりの仕掛けを継続し強化します	・道路サインの整備	緑と清流課・道路課
		・健康遊具の設置	
		・「水辺のある風景 日野50選」のPR	
	歩きたくなる機会を創出します	・ウォーキングマップの見直し	文化スポーツ課
		・ウォーキングイベントの実施	健康課・文化スポーツ課
	歩きたくなる環境を整備します	・モデル地区による歩きたくなるまちづくりの検討	都市計画課
	大目標8 食育を推進します		
	家庭における食育を推進します	・ママパパクラス	健康課
		・離乳食教室	
		・簡単クッキング講座	
		・1歳6か月児健康診査	
		・3歳児健康診査	
		・乳幼児健康相談	
		・保護者向けの食育	
		・園児向けの食育(行事としての食育、食育年間計画の取組み、朝ごはんカード・アンケートの実施)	保育課・市立保育園
保育園・幼稚園・学校・児童館などにおける食育を推進します	・園児向けの食育(行事としての食育、食育年間計画の取組み、朝ごはんカード・アンケートの実施)	保育課・市立保育園・学校課・小学校・中学校・市立幼稚園・子育て課・学童クラブ	
	・市立幼稚園における食育推進（食育の具体的な取組みの推進）		
	・「食に関する指導の全体計画及び年間指導計画」に基づいた食育の推進（食育リーダー会の充実、各校の栄養士による食育、行事食・伝統食の推進、テーブルマナー教室・農業体験の充実）		
	・学校給食の献立の充実（献立内容の充実、安全安心な給食、給食施設・設備の充実、磁器食器の導入の促進）		
	・学校給食日産野菜の利用促進（日産野菜給食の日の充実、生産者と学校等の交流、日産野菜利用率の把握と情報公開）		
	・児童館における食育（小学生・乳幼児親子向け調理活動等の実施、伝統行事・地域行事等の実施）		
	・学童クラブにおける食育（地元にて収穫体験の実施、調理体験を伴う行事の実施）		
地域における食育を推進します	・高齢者、リタイアシニアの食生活と健康づくり支援（男の基礎料理塾、栄養と歯の介護予防教室、食生活相談）	健康課	
	・農の発信拠点「七ツ塚ファーム・センター」における地産地消や食育の推進（農業イベント、飲食コーナーにおける地産地消費の提供）	産業振興課	

資料2 65歳健康寿命について 施策の体系図 (21～22ページ)

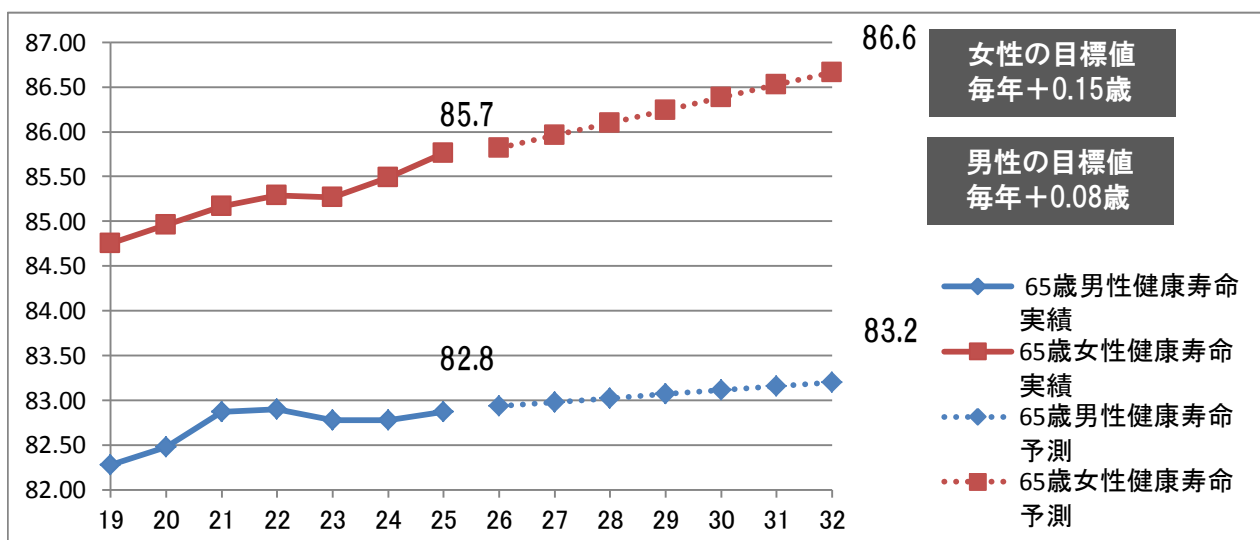
65歳健康寿命とは、現在65歳の人が、何らかの障害のため要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために要介護認定を受けた年齢を平均的に表したもの。
(東京保健所長会方式)

平均寿命は、その年に生まれた人(0歳児)が(社会情勢などの変化がない限り)何歳まで生きられるかを示したもの。平成26年の平均寿命は、男性80.50歳、女性が86.83歳。

(日野市の実績年齢)			(日野市の予測年齢)	
年度	65歳男性健康寿命実績	65歳女性健康寿命実績	65歳男性健康寿命予測	65歳女性健康寿命予測
19	82.28	84.75		
20	82.48	84.96		
21	82.87	85.17		
22	82.90	85.29		
23	82.78	85.27		
24	82.78	85.49		
25	82.87	85.76		
26			82.94	85.82
27			82.98	85.96
28			83.03	86.10
29			83.07	86.24
30			83.11	86.38
31			83.16	86.52
32			83.20	86.66

は予測値

日野市の65歳健康寿命の推移と予測



(備考) 平成25年 65歳健康寿命(東京保健所長会方式)により作成
※要介護2以上を障害とした場合の健康寿命

資料3 第3期「日野人げんき！」プラン策定経過

	開催日	会議等
平成27年	5月1日	第3期「日野人げんき！」プラン策定 市民チーム委員募集
	5月～6月	健康課事務局案作成
	8月20日	第1回 市民チーム会議
	9月3日	第2回 市民チーム会議
	9月24日	第3回 市民チーム
	9月25日	第1回 歯科医会チーム会議
	10月7日	第1回 薬剤師会チーム会議
	10月9日	第4回 市民チーム会議
	10月20日	第1回 医師会チーム会議
	10月22日	第2回 歯科医会チーム会議
	10月28日	第2回 医師会チーム会議
	10月29日	第2回 薬剤師会チーム会議
	11月12日	第1回 市民、医師会、歯科医会、薬剤師会全体会議
	11月26日	第2回 市民、医師会、歯科医会、薬剤師会全体会議
平成28年	1月	第3期「日野人げんき！」プラン（案） パブリックコメント募集・（案）修正
	3月	計画策定

資料４ 第３期「日野人げんき！」プラン策定委員名簿

(敬称略)

	氏 名
市民チーム	岩 下 正 人 （市民代表）
	野 口 英 世 （市民代表）
	太 田 茂 道
	北 澤 孝 子
	小 林 敏 孝
	宗 昌 枝
	宮 沢 和 美
	六 車 雅 子
医師会チーム	野 田 清 大
	塩 谷 武 洋 （医師会代表）
	須 賀 康 正
歯科医会チーム	峯 岸 大 造 （歯科医会代表）
	大 塚 富 士 雄
	高 品 和 哉
薬剤師会チーム	伊 藤 威 （薬剤師会代表）
	河 西 ゆかり
	中 野 弘 子

資料5 「日野人げんき！」プラン策定会議設置要綱

平成27年4月30日制定

「日野人げんき！」プラン策定会議設置要綱（平成15年8月19日制定）の全部を改正する。

（設置）

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）により、第5次日野市基本構想・基本計画及び市のヘルスケア・ウェルネス戦略の趣旨を踏まえ、健康づくりに関する総合的な施策を実施し健康寿命の延伸に資する取組を実現するための計画として「日野人げんき！」プランを策定するため、「日野人げんき！」プラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 「日野人げんき！」プラン（以下「プラン」という。）の素案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プランの素案の作成に必要な事項

（会議）

第3条 策定会議に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) チーム会議

（組織）

第4条 策定会議は、次に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する委員17人以上をもって組織する。

- (1) 公募市民 8人以内
- (2) 医師 3人以内
- (3) 歯科医師 3人以内
- (4) 薬剤師 3人以内

（任期）

第5条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する市長への報告を完了した日までとする。

2 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 全体会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(全体会)

第7条 全体会は、会長が招集する。

2 会長は、全体会において会議の議長となる。

3 全体会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 全体会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 全体会は、チーム会議の代表者の出席により行う。

6 全体会は、チーム会議により提出された意見の調整及び集約を行う。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を全体会に出席させ、意見を聴くことができる。

8 全体会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(チーム会議)

第8条 第2条の所掌事項を効率的かつ効果的に遂行するため、策定会議に次に掲げるチームによるチーム会議を置く。

(1) 市民チーム

(2) 医師会チーム

(3) 歯科医会チーム

(4) 薬剤師会チーム

2 前項のチーム会議の所掌事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市民チーム 市民の健康づくりについて、市民の目線からプランの素案を作成し、全体会に報告すること。

(2) 医師会チーム、歯科医会チーム及び薬剤師会チーム 市民の健康づくりについて、専門的な見地からプランの素案を作成し、全体会に報告す

ること。

（チーム会議の代表者）

第9条 各チームに、構成委員の互選により代表者を置く。

2 各チームの代表者は、そのチームを代表し、チームの運営、意見の調整等に努めるものとする。

（検討及び調整）

第10条 市長は、策定会議から提出されたプランの素案について、検討及び調整を行うものとする。

2 前項の検討及び調整の結果、市長が必要があると認めるときは、再度全体会に対して策定会議における調整を求めるものとする。

（関係者の出席）

第11条 会長及び代表者は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（謝礼）

第12条 委員及び委員以外の者が策定会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。

（事務局）

第13条 策定会議の事務局は、健康福祉部健康課において行う。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

資料 6 用語解説

(あ行)

■胃がんリスク検査（ABC 検査）

胃がんそのものを見つける胃がん検診とは異なり、ヘリコバクターピロリ菌の有無と、ペプシノゲン判定による胃粘膜の萎縮度を血液検査で調べ、胃がんになりやすい状態かどうかのリスクを 4 段階(A、B、C、D 群)に分類し、その結果により、必要な検査や治療を明らかにする検査。

■1 次予防

病気にならないよう普段から健康増進に努めることで、病気の原因となるものを予防、改善すること。

(か行)

■肝炎ウイルス検診

採血検査により B 型および C 型肝炎ウイルスに感染しているかどうかを調べる検診。

■がん検診受診率

がん検診受診対象者のうち、実際に検診を受けた人の割合。

■患者会

同じ病気や障害、症状などの共通する体験を持つ患者さんなどが集まり、情報交換や交流する会。活動の内容は、それぞれの会によってさまざまで、特定のがんに限定している会もあれば、さまざまな種類のがんを対象に活動しているところもある。

■がん診療連携拠点病院（拠点病院）

専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、および患者への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院。

■がん対策基本法

日本のがんの対策について、定められた法律（平成 18 年 6 月 20 日法律第 98 号）。

■がん対策推進基本計画

がん対策基本法に基づき、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となる計画。

■がん発見率

がん検診受診者のうち、がんが発見された人の割合。

■緩和ケア

病気に伴う心と体の痛みを和らげること。がん患者とその家族が、可能な限り質の高い治療・療養生活を送れるように、身体的症状の緩和や精神心理的な問題などへの援助が、終末期だけでなく、がんと診断された時からがん治療と同時に行われることが求められている。

■許容値

要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率、精検未受診率、精検未把握率において設定されている最低限の基準。

■ゲートキーパー(心の健康づくり)

身体やこころのストレスサインやうつ病の基本的知識を有し、精神面の不調やそのサインに気づき、早期に関係機関につなぐことができる役割の人。

■健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。健康寿命を延ばすためには、生活習慣の改善や積極的に地域活動に参加するなど、人との交流も健康に影響を及ぼすといわれている。

■国保特定健康診査

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の予防の目的で、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の状態を早期発見するため各医療保険者に義務付けられた健康診査。40歳以上74歳以下の被保険者及びその被扶養者を対象に行われる。日野市では国民健康保険加入者に行う。

■国保特定保健指導

特定健康診査の結果により、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判断された者に対して行われる保健指導。日野市では国民健康保険加入者に行う。

■誤嚥性肺炎

本来器官に入ってはいけない物が器官に入り（誤嚥）、そのため生じた肺炎。

(さ行)

■歯垢（ブラーク）

食べものの残りカスが歯の表面につき細菌が繁殖したもので白くねばねばしている。むし歯や歯周病の原因となる。

■歯周病

口腔内の歯周病原性細菌（歯周病をひきおこす細菌）によってひきおこされる感染症。

■受動喫煙

他人が吸っているたばこの煙を吸うこと。

■食育

食育基本法において「食育」は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

■生活習慣病

食習慣、運動、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病のこと。主な生活習慣病は、がん（悪性新生物）、脳血管疾患、心疾患、糖尿病など。

■精検受診率

要精密検査者のうち、精密検査を受けた人の割合。

■精度管理（がん）

がん検診の質を高く保つこと。がん検診によってがん死亡を減らすためには、死亡率減少効果が科学的に証明されている検診を、適切な精度管理のもとで実施することが重要とされる。

■セカンドオピニオン

診断や治療方法について、担当医以外の医師の意見を聞くこと。

(た行)

■地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

■低栄養

栄養素の摂取が生体の必要量より少ない時に起こる体の状態。健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指します。

（な行）

■2次予防

2次予防は定期健診などで病気の芽を見つけ、早い段階で摘み取ること。3次予防は、罹患したときにはきちんと最後まで治療を受け、機能の回復、維持を図ること。

■認知症

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態。

（は行）

■ヘルスケア・ウェルネス

ヘルスケアとは、健康の維持や増進のための行為や健康管理のこと。ウェルネスとは人々が病気をしないで過ごせる様な健康と積極的なライフスタイルを追求すること。

■日野市ヘルスケア・ウェルネス戦略

市の主要3戦略の一つ。

戦略目的として、皆がより良く生きるために「健康であること」の意義を、自らの価値観に基づいて捉えてもらうこと。また、健康の大切さに気付いてもらうためのきっかけ作りや行動する機会、継続サポートを行い、誰もが健康で生き続けられるまちづくりを目指す。

■ホスピス（がん患者における）

がん患者を主な対象とし、体と心の苦痛緩和のための治療とケアを行う病棟。

（ま行）

■メタボリックシンドローム

内臓周りに脂肪がたまることにより、高血圧や血液中の糖・脂質の増加が生じ、生活習慣病になりやすくなる。この状態をメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）という。

（や行）

■要精検率

がん検診受診者のうち、精密検査が必要とされた者（要精検者）の割合。

(ら行)

■65 歳健康寿命

現在 65 歳の人が、何らかの障害のため要介護認定を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために要介護認定を受けた年齢を平均的に表したもの。本計画では、東京都健康推進プラン 21(第 2 次)(東京都健康増進計画)の指標である、東京保健所長会方式で算出した数値を基に目標値を作成した。

■ロコモティブシンドローム

和名：運動器症候群。筋肉、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害がおこり、「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態をいう。進行すると介護が必要になるリスクが高くなる。